

# 鎌倉市暴力団排除条例（平成24年1月1日施行）の概要

平成23年4月1日施行された神奈川県暴力団排除条例と連携・補完し、社会全体で暴力団の排除を推進するため、鎌倉市暴力団排除条例を制定しました。この条例は、主に県の条例では対象とならない市の事務事業等について規定しています。

## ◎基本理念（第3条）

暴力団排除は、**暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないこと**を旨とし、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。



★暴力団追放3つの「ない」  
暴力団を恐れない  
暴力団に協力しない  
暴力団を利用しない

## ◎市の責務、市民及び事業者の役割

### ○市の責務（第4条）

- 暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- 神奈川県暴力追放推進センターとの密接な連携を図るよう努めます。
- 神奈川県が行う暴力団排除施策への協力等を行います。

### ○市民及び事業者の役割（第5条）

基本理念にのっとり、暴力団排除に必要な役割を果たすように努めるものとします。

## ◎市の暴力団排除に関する基本的施策

### ○職員等への不当な要求に対する措置（第6条）

市は、職員や指定管理者が暴力団等による不当な要求に、適切に対応するため必要な措置を講じます。

### ○契約事務における暴力団排除（第7条）

市は、暴力団の活動を助長したり、運営に資したりすることのないよう、公共工事や物品の購入及び委託業務等の契約から暴力団を排除します。

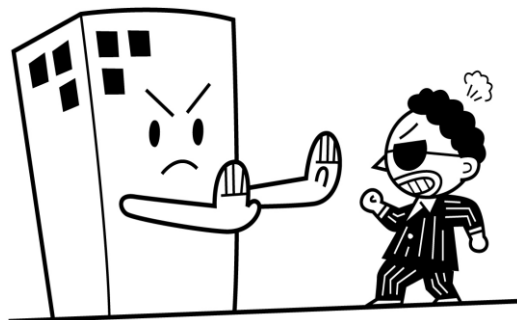
○給付金の交付における暴力団排除（第8条）

市は、暴力団に給付金等を交付しません。

○公の施設の管理における暴力団排除（第9条）

暴力団には、市の施設を管理させません。

また、暴力団の利益となる行事には、市の施設を使わせません。



◎広報・啓発等（第10条・第11条）

市は、暴力団排除推進のため、情報の提供、広報及び啓発を行うものとします。

市条例のお問合せ先；市民安全課 電話 0467-23-3000 内線 2955

## 神奈川県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)の概要

市の暴力団排除条例は、主に市の事務事業に関する規定で構成されますが、県の条例は、事業者の責務や少年の保護等、暴力団排除を推進する上での必要な事項が規定されています。市条例にない主な規定を紹介します。なお、詳しくは、県のホームページ等をご覧ください。

◎危害が及ぶおそれのある者の保護（第12条）

暴力団排除に取り組んだこと等により、暴力団員から危害が加えられるおそれがある者に対し、警察本部長は必要な措置を講じます。

◎訴訟の支援（第13条）

県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求等暴力団排除に資する訴訟を提起する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことができます。

◎少年の保護及び健全育成を図るための措置

○暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等（第16条）

学校・公園・子ども関連施設等から200mの区域内において、新規の暴力団事務所開設等を禁止します。



## ○禁止行為及び中止命令（第17条・第18条）

- 暴力団員が少年を、正当な理由なく暴力団事務所に立ち入らせることを禁止します。
- 暴力団員が少年を、暴力団の活動に利用する目的で同行させることを禁止します。
- 暴力団員が少年に、正当な理由なく財産上の利益を供与することを禁止します。
- 公安委員会は、少年を暴力団事務所へ立ち入らせた暴力団員に対し中止を命じます。

## ○通報、その他警察官の措置（第19条～第21条）

- 何人も少年が暴力団員と交際していることを知った場合、警察官への通報等適切な措置を講じるよう努めるものとします。
- 警察官は、少年の健全な育成を図るために必要な措置を講じるものとします。
- 県は、暴力団員からの少年の被害等を防止するため、必要な支援を行います。

## ◎事業活動における暴力団排除

### ○契約の締結における事業者の責務（第22条）

- 取引の相手方が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとします。
- 契約の履行が暴力団の活動を助長し、又はその活動を資することが判明したときは、契約解除ができる規定を設けるよう努めるものとします。
- 上記規定に該当することが判明したときは、その契約を解除するよう努めるものとします。



### ○利益供与等の禁止（第23条）

- 暴力団の威力を利用する目的で、又はこれを利用したことに関し、財産上の利益を供与することを禁止します。
- 暴力団関係者に対する出資・融資、委託・請負等、暴力団の活動を助長する等の行為を禁止します。
- 利益供与等の事実を知った者は、公安委員会に通報するよう努めるものとします。

### ○宅地等の譲渡等の制限（第25条）

- 県内の宅地等の譲渡等を行う場合、その相手方に対し宅地等を暴力団事務所の用に供しない旨を確認し、契約書にもその旨を定めるよう努めるものとします。
- 何人も、宅地等が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、その宅地等を譲渡することを禁止します。

## ◎違反者に対する措置

### ○調査・勧告・公表（第27条～第29条）

### ○罰則（第31条～第33条）

神奈川県暴力団排除条例に関するお問合せや相談は、神奈川県警察本部暴力団対策課  
（電話 0120-110-675・0120-797-049）または最寄りの警察署へ